

事 務 連 絡

平成23年3月22日

各 都道府県 { 母子保健担当主管部 (局)
母子家庭担当主管部 (局)
災害救助担当主管部 (局) } 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課
家庭福祉課
厚生労働省社会・援護局総務課

東北地方太平洋沖地震で被災した妊産婦、乳幼児の
住居の確保及び出産前後の支援について

今般の東北地方太平洋沖地震の被災により、被災者の方々については避難所等での生活を余儀なくされている状況です。特に妊産婦、乳幼児については、早期に住居を確保し、継続的な支援について十分配慮する必要があります。また、被災地又は避難先において出産した場合、産後の不安定な状況の中で新生児を連れて帰る場所がない場合もあり、安心して生活できる場の確保は急務です。特に、少なくとも産後1か月程度、安定して生活できる環境の確保は、母子関係の確立においても重要です。

つきましては、各都道府県におかれては、下記について貴管内市町村に周知いただき、特段のご配慮をいただきますよう、よろしく願いいたします。

記

- 1 被災し避難している妊産婦、乳幼児については、災害時要援護者として、優先的に住まいの確保に努めるとともに、母子生活支援施設（被災地以外の都道府県に所在する施設を含む）等の利用も可能であるので、担当課と連携を密にすること。
- 2 仮設住宅、公営住宅等に入居した妊産婦、乳幼児に対しては、市町村母子保健事業（保健師・助産師等による訪問、母子保健推進員等のボランティアの活用等）により支援を行うこと。

3 被災者のうち、妊婦、褥婦及び新生児については、特に保健上の配慮を要するため、医療機関や医療関係団体等と相談して、助産師等相談にあたる職員を配置し、避難所として適切な施設を確保することが可能であること。また、これらの者に対しては、市町村、医療機関、関係団体等が連携し、産前産後ケアや震災によるメンタルケア等、必要かつ可能な支援を行うこと。さらに、できる限り、間仕切り用パーテーションの設置を行う等配慮を行うこと。これらの支援については、災害救助法の国庫負担の対象となること。